



我孫子市における新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免チャート表

はい 
 いいえ 

新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負いましたか。

世帯主の事業等の廃止や失業がありましたか。

次の①～③にすべてあてはまりますか。
 ①離職日の時点で65歳未満
 ②会社都合で退職
 ③「雇用保険受給資格者証」が発行される

前年中における世帯主の合計所得金額が、1,000万円以下になりますか。
 (前年中における所得とは、令和3年中の所得になります。)

計算式にあてはめて計算した結果、世帯主の事業収入等のいずれかの減少割合は10分の3以上になりますか。 ※1
 (計算式)
 $事業収入等の減少割合 = 1 - (減少が見込まれる世帯主の事業収入等の令和4年中の見込額 \div 前年の事業収入等) ※2、※3$
 (イ)
 ※1事業収入等とは、給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まれません。
 ※2「減少が見込まれる世帯主の事業収入等の令和4年中の見込額」について、保険金、損害賠償等により補てんされた金額がある場合は差し合わせてください。
 ※3「世帯主の事業収入等の令和4年中の見込額」及び「前年(令和3年中)の事業収入等」には、国、都道府県、市区町村から支給される持続化給付金、休業協力金等の各種給付金は含まれません。

(イ)に該当する所得以外で前年中における世帯主の所得の合計額が400万円以下になりますか。

[1] 保険税※4 全額免除	特例対象被保険者等の 保険税軽減適用	[2] 保険税 ※4 一部減免対象
必ず申請が必要となります。 ※5		

保険税
 減免対象外

※4減免の対象となっている保険税は、令和4年度分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来するものです。
 ※5申請されても内容に不備等がある場合は減免とならない場合があります。
 また、世帯に所得の申告をされていない方がいる場合には、申請前に所得の申告が必要となります。